



**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)・(子ども加算分)【以下「給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)・(子ども加算分)」と略す。】  
 ※ 給付金の支給対象者として、世帯の全員が、**①から⑧を確認の上、チェックを**「均等割のみ課税の方と住民税非課税の方」で構成されている世帯、**①から⑧を確認の上、チェックを**「均等割のみ課税の方と住民税非課税の方」で構成されている世帯の全員が、令和5年1月1日現在、三浦市に住所があること。  
 (注)住民税における世帯とは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
 ウ 18歳以下(平成17年4月2日以前生まれの)子どもがいる場合は、同一世帯で扶養しています。  
 エ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。  
 ※ 子ども加算は、対象者がいる場合のみ。  
 要があります。  
 扶養を受けている世帯ではありません。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他自治体で同様の給付金を受給している世帯ではありません。
- ④ 給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)・(子ども加算分)の支給要件の該当性等を審査等するため、三浦市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、三浦市において支給決定をした後は、給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)・(子ども加算分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、三浦市が指定する日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)・(子ども加算分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)・(子ども加算分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)・(子ども加算分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)・(子ども加算分)を返還します。

提出書類

価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)申請書(請求書)  
 価格高騰重点支援給付金(子ども加算分)申請書(請求書)  
 (申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分

令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税(非)課税証明書』の写し(コピー)

令和5年1月1日に三浦市に住所がある方で、未申告者の方がいる場合のみ  
 「令和5年度市民税・県民税申告書受付書の写し(コピー)」

※ 未申告者の方がいる場合には、三浦市税務課で住民税の申告が必要です。

提出書類に漏れがないかを確認し、チェックをしてください。

記入内容やチェック漏れ、添付書類に不備がないかを確認し、日付・申請書氏名を記載してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

申請者氏名

三浦 太郎